

平成 31 年度 JT グローバル奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、日本たばこ産業株式会社(代表取締役社長 寺畠 正道 氏)のご支援により、「平成 31 年度 JT グローバル奨学金」(以下「本奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である日本たばこ産業株式会社(以下「寄付者」という。)は、事業所を置いている国・地域からの私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、国際交流の促進、人材育成による持続的な社会の発展に寄与することを目的として、資金を提供された。

2. 応募資格

次のすべてに該当する者。

- (1) 日本国内の大学の大学院修士課程又は博士課程に正規生として平成 31 年 4 月 1 日時点で在籍している者、もしくは平成 31 年 4 月から入学を予定している者(専攻分野は限定しない。)
※「日本国内の大学」とは寄付者と協議の上選定した指定校制とする。
- (2) 日本で修学又は研究する私費外国人留学生のうち別紙に掲げる国・地域の出身者。在留資格は「留学」とする。
- (3) 本奨学金受給期間中、他の奨学金の給付を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金も不可。]
- (4) 真に経済的援助を必要とする者。
- (5) 品行方正で学業成績が優秀な者。
- (6) 日本の発展、または、母国と日本の懸け橋として、両国の発展に貢献したいという志を持つ者。
- (7) 本奨学金終了後も、OB/OG として関係を持ち続けられる者。
- (8) 平成 31 年 4 月 1 日時点で、満年齢 35 歳未満の者。
- (9) 国際理解と親善に関心を持ち、貢献を期する者で、寄付者が開催する交流会行事(年 2 回予定)に参加できる者。
- (10) 日本語でのコミュニケーションが可能な者。
- (11) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

3. 採用人数

10 名程度

4. 支給内容

月額奨学金 東京都内(23 区)在住 150,000 円、その他 130,000 円

5. 支給期間

平成 31 年 4 月から平成 33 年 3 月までの最長 2 年間(最短 1 年間)

備考:平成 32 年度も引き続き受給を希望する場合は、別途所定の手続きを必要とする。

6. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金に応募する者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、2.に挙げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、7.に挙げる推薦書類を理事長に提出する。
なお、推薦人数等については、依頼文のとおりとする。

7. 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式 1。日本語又は英語で記載されたものに限る。)

※英語の場合は和訳を添付すること。

- | | |
|---|-----|
| (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1 葉 |
| (3) 大学の長による推薦書(別紙様式2。推薦理由は指導教官等が記入すること。) | 1 通 |
| (4) 平成29年度学業成績証明書(入手できない場合は、平成30年度前期学業成績証明書又は提出できない理由書(様式任意)を提出。新たに入学予定の場合は、合格通知書又は入学許可書でも可。) | 1 通 |
| <u>※日本語以外で記載されたものについては和訳を添付すること。</u> | |
| (5) 外国人登録原票記載事項証明書又は在留カード等の写し(在留資格に「留学」が明記されているもの。) | 1 通 |
| (6) パスポート及び入国ビザの写し | 1 通 |

8. 応募・推薦書類の提出期限

平成30年12月7日(金)本協会必着。

なお、締切期日を過ぎた場合や応募・推薦書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9. 選考方法及び結果の通知

理事長は、6.の(2)により推薦された者について、寄付者とともに書類審査を行い、寄付者の面接(面接は平成31年2月上旬予定。なお、面接は日本語で行う。)の後、受給者を決定し、平成31年3月中旬を目途に、大学を通じて通知する。

10. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

11. 奨学金受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び本奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、寄付者による交流会行事等が開催された場合、これに参加しなければならない。
※給付終了年度の交流会行事において、受給期間中の学習、研究等の内容を発表しなければならない。
- (3) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答をしなければならない。
- (4) 受給者は、次の①から⑥に該当する場合、大学を通じてすみやかに本協会へ届け出なければならない。
 - ① 正規の休暇以外で1ヶ月以上授業を欠席しようとする場合
 - ② 帰国、旅行又は研究等のため1ヶ月以上日本を離れる場合
 - ③ 休学、転学、転部、転科、留年又は退学が見込まれる等学籍に変更があった場合。
 - ④ 停学その他の在籍大学の処分を受けた場合
 - ⑤ 本協会に対する届出事項に変更が生じた場合
 - ⑥ 本人の氏名や家族情報、その他重要な事項に変更があったとき
- (5) 受給者は、選考を経て、JTアジア奨学生に決定後、「誓約書」を提出しなければならない。
- (7) 受給者は、大学卒業後に住所・連絡先に変更があった場合、直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (8) 本奨学金を受給した者は、自身の就職先について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告しなければならない。

12. 奨学金給付の休止又は終了

受給者が、以下のいずれかに該当する場合には、本奨学金の給付を休止又は終了する。

- (1) この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - (2) 11.に記載した奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - (3) 受給期間中に大学を長期欠席した場合。
 - (4) 大学を休学又は留年した場合。
 - (5) 病気その他の理由により学業又は課程を継続する見込みのない場合。
 - (6) 学業成績又は素行が不良となった場合。
 - (7) 在籍大学の学籍を失った場合。
 - (8) 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合。
 - (9) その他奨学金の給付目的・趣旨又は社会的相当性の観点から、給付を不相当と認めた場合。
- なお、奨学金の給付を休止された者が、その事由が止んで、在籍大学の長を通じて奨学金給付の再開を願い

出たときは、5.に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の給付を再開することがある。
但し、奨学金の給付を休止し、その後再開した場合であっても、5.の支給期間は延長しない。

13. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。但し、12.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 受給者は、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負わない。
- (3) 受給者は、受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない(但し、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 本奨学金受給決定通知前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨通知しなければならない。また、本奨学金受給生として採用された場合、他の奨学金の受給を目的として辞退することはできない。
- (5) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、終了する。

14. 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、本奨学金寄付者と共同して、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会及び寄付者は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ①応募書類を本奨学金の受給者を決定する選考の際に利用する。
- ②応募書類に記載された個人情報を奨学金支給事務のために利用する。
- ③応募書類に記載された個人情報を奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催時に利用することがある。
- ④応募書類に記載されたメールアドレスあるいは電話番号を当協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用する。
- ⑤報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会及び寄付者のホームページ等において広報目的に使用することがある。

15. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会 国際交流課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階
TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以 上

平成 31 年度 JT グローバル奨学金

対象国・地域一覧

【アジア】

インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、ネパール、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、韓国、台湾、中国

【中東】

アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、トルコ、ヨルダン、レバノン

【アフリカ】

アルジェリア、エジプト、エチオピア、ザンビア、スーダン、タンザニア、チュニジア、ナイジェリア、マラウイ、モロッコ、南アフリカ共和国、南スーダン共和国

【北米】

カナダ、アメリカ合衆国

【中南米】

コロンビア、ドミニカ共和国、ブラジル、ボリビア、メキシコ

【欧州 (NIS 諸国を含む)】

アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、アンドラ、イギリス、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ共和国、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア

以上 79 ヶ国・地域